



第 56 回理事会を開催

4月15日(木)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第56回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 第 10 回定時社員総会の議案書

定時社員総会に上程予定の諸議案及び議案書等について、原案のとおり定時社員総会に付議することが決定しました。

2. 第 10 回定時社員総会の開催及び役割分担

5月19日(水)15時～、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにて開催が決定しました。ただし、新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、出席者は昨年同様に議決権のある1社1名とし、来賓は招待せず、表彰式、懇親会も取り止めることとなりました。

3. 新規加入会員の承認

賛助会員2社(株式会社エフエム栃木、株式会社リソー)の加入申込みについて承認されました。

【報告事項】

1. 栃木会場における許可申請等に関する講習会

令和3年度講習会の概要及び当協会独自事業としてWeb環境が整っていない方等を対象に、講習会の申込受付や講義動画の視聴について支援を行うことを報告しました。

2. 令和3年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

今年度の栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員について報告しました。

3. 会員の異動

入会、代表者変更、退会の会員について説明を行い、4月12日現在の正会員は194社、賛助会員は23社、合計217社であることを報告しました。

4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

5. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【賛助会員2社】

○株式会社エフエム栃木 代表取締役社長 鈴木 峰雄

栃木県宇都宮市中央1丁目2番1号 TEL028-638-7640 FAX028-638-7675

【業種】放送業

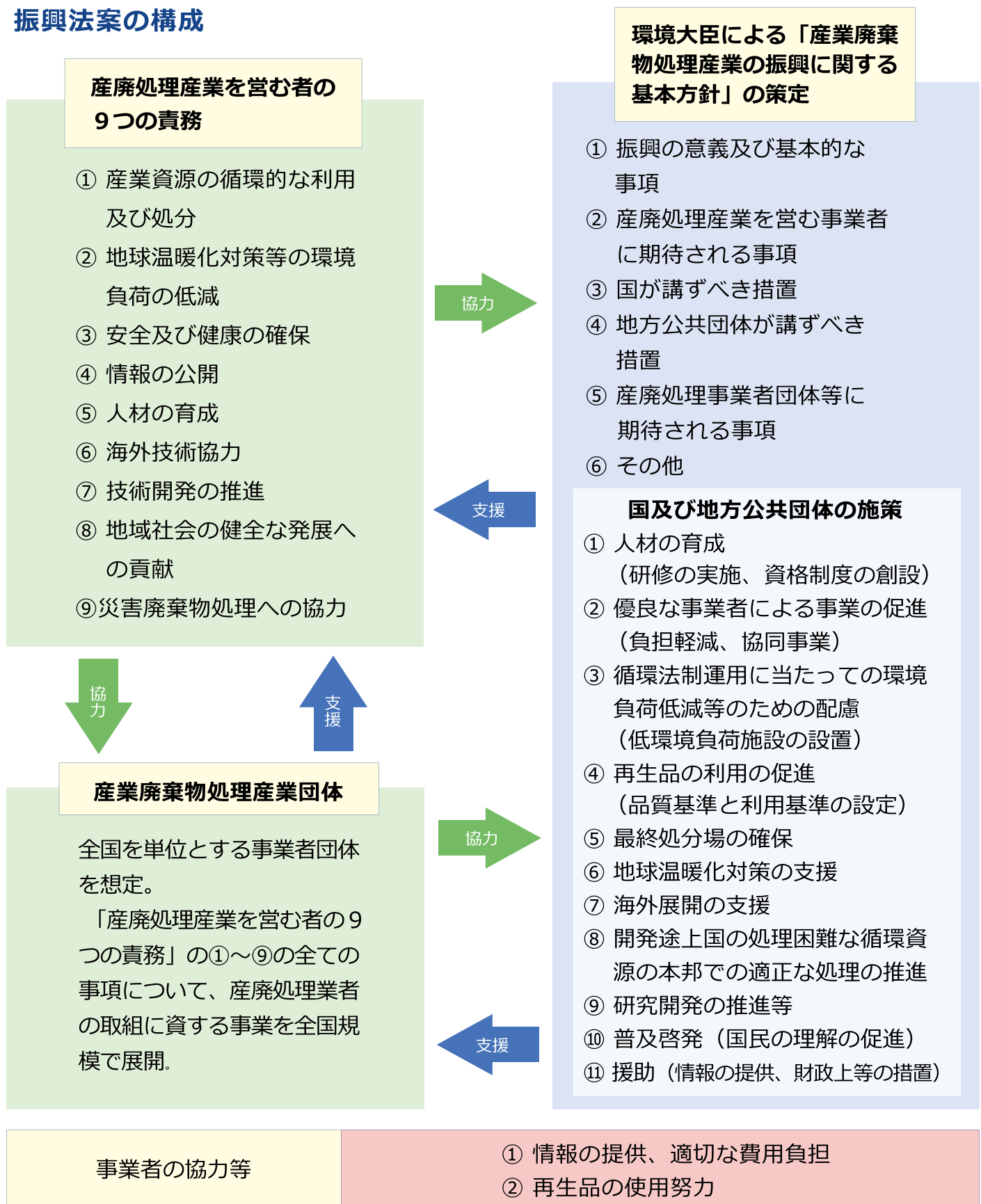
○株式会社リソー 代表取締役 畔柳 進

東京都世田谷区野沢1丁目35番13-811 TEL03-5712-3375 FAX03-5712-3376

【業種】サービス業

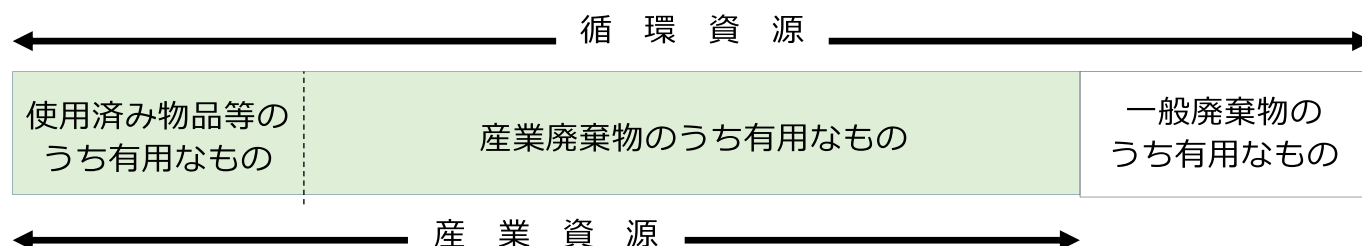
公益社団法人全国産業資源循環連合会は、「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理業の進行に関する法律案」の制定を目指しております。

振興法案の構成



産業資源とは（振興法案第2条第3項）

連合会が提案する法律案では、循環型社会形成推進基本法に則り、「産業資源」を定義し対象としています。「産業資源」には、以下の図のとおり、「循環資源」である「産業廃棄物のうち有用なもの」を含むものですが、「循環資源」から「一般廃棄物のうち有用なもの」を除くものです。なお、「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定するもので、廃棄物のうち有用なものに加えて、廃棄物以外の使用済み物品、未使用の収集・廃棄物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものを言います。



産業廃棄物処理産業とは（振興法案第2条第1項）

通常、産業廃棄物処理業という言い方がされますが、振興法案では「産業廃棄物処理産業」の呼び方で、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業を指します。それぞれで収集運搬、中間処理、最終処分に分かります。

〇目的

産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るものです。このため産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定めています。

〇内容

振興法案では、産業資源の循環的な利用を促進するため

1. 廃棄物処理法の下にある産業廃棄物処理産業が社会に対して何をすべきか（第3条-第11条）
2. 広く事業者や国民に、費用負担や再生品の利用など求めることは何か（第12条-第13条）
3. 国が基本方針を定めるほか、国や地方公共団体に何を措置してもらうか（第14条-第25条）
4. 全国産業資源循環連合会のような全国団体は産業廃棄物処理産業に何をすべきか（第26条）。

〇狙いと期待

振興法案は、産業廃棄物処理産業、事業者・国民、行政及び団体（1.から4.）について、産業資源の循環的な利用を促進する上で望ましい姿を示したものです。ここに書いていることが進められ、産業廃棄物処理産業とその業界団体が行動することが、産業廃棄物処理産業が処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ一層変わることになり、今後数十年の業界の発展につながると考えます。更に、振興法の制定により、業界の社会的地位の向上や働く人のモチベーションの増進、業界と行政との対話の促進、業界への行政からの支援拡充につながることを期待します。

産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案

第一章 総説

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、産業廃棄物処理産業が実施する産業資源の循環的な利用の取組が、天然資源の消費を抑制し、温室効果ガスの排出をはじめとする環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成のために欠くことのできないこと及び地域社会の健全な発展のために重要な役割を果たしていることに鑑み、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るため、産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定め、もって産業廃棄物処理産業の健全な発展に寄与するとともに、我が国及び世界の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「産業廃棄物処理産業」とは、次に掲げる業をいう。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条に規定する産業廃棄物処理業
- 二 廃棄物処理法第十四条の四に規定する特別管理産業廃棄物処理業
- 2 この法律において「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。）第二条第三項に規定する循環資源をいう。
- 3 この法律において「産業資源」とは、循環資源のうち廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物を除くものをいう。
- 4 この法律において「循環的な利用」とは、循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

第二節 産業廃棄物処理産業を営む者の責務

(産業資源の循環的な利用及び処分)

- 第三条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源についてできる限り循環的な利用が行われるよう努めなければならない。
- 2 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行わなければならない。
 - 3 産業廃棄物処理産業を営む者のうち埋立処分を行う者は、産業資源についてできる限り循環的な利用を行ってもなおこれができないものがあることに鑑み、環境の保全が図られた最終処分場を確保し、適正に埋立処分しなければならない。

(環境への負荷の低減)

第四条 産業廃棄物処理産業を営む者は、自らの活動に伴う温室効果ガスの排出、水質汚濁物質の排出等の環境への負荷をできる限り低減するよう努めなければならない。

(安全及び健康の確保)

第五条 産業廃棄物処理産業を営む者は、絶えず産業資源の循環的な利用及び処分に従事する者の安全及び健康の確保に努めなければならない。

(情報の公開)

第六条 産業廃棄物処理産業を営む者は、その事業活動に係る情報の公表を行うよう努めなければならない。

(人材の育成)

第七条 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の高度で広範な利用並びに適正な収集、運搬

～協会ニュース～

及び処分を推進するための人材の育成及び確保に努めなければならない。

(海外技術協力)

第八条 産業廃棄物処理産業を営む者は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転に資するため、その能力に応じ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）に基づく技能実習等に協力するよう努めなければならない。

(技術開発の推進)

第九条 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の再生利用に資する技術、産業資源を適正に収集、運搬又は処分するための技術、熱回収の技術その他の産業資源の循環的な利用及び適正な処分に関する技術の開発に努めなければならない。

(地域社会の健全な発展への貢献)

第十条 産業廃棄物処理産業を営む者は、地域の環境保全、雇用の拡大その他の取組を通じて、地域社会の健全な発展に貢献するよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理産業を営む者のうち、廃棄物処理法第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第五項の規定に基づき廃止された最終処分場の跡地を所有する者は、地域の特性に応じその有効利用に努めなければならない。

(非常災害により生じた廃棄物の処理への協力)

第十一条 産業廃棄物処理産業を営む者は、国又は地方公共団体が実施する非常災害により生じた廃棄物の適正な処理に積極的に協力するよう努めなければならない。

第三節 事業者の協力等

(産業資源を排出する者による情報の提供等)

第十二条 産業資源を排出する者は、その処理を産業廃棄物処理産業を営む者に委託しようとするときは、委託する産業資源の循環的な利用及び処分が適正に行われるよう必要な情報の提供等の協力に努めるとともに適切な費用を負担するものとする。

(事業者及び国民による再生品の使用)

第十三条 事業者及び国民は、産業資源の循環的な利用を促進するため環境保全上の支障が生じるおそれのない建設資材、肥飼料、廃プラスチック加工原燃料等の再生品の使用に努めるものとする。

第二章 産業廃棄物処理産業振興基本方針

第十四条 環境大臣は、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興の意義及び基本的な事項に関する事項
- 二 産業廃棄物処理産業を営む者が果たすことを期待される事項
- 三 国が講ずべき措置
- 四 地方公共団体が講ずべき措置
- 五 産業廃棄物処理産業を営む者によって形成される全国的な事業者団体その他関係団体に期待される事項
- 六 その他産業廃棄物処理産業の振興に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴くとともに、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣に協議しなければならない。

～協会ニュース～

- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第三章 国及び地方公共団体の施策等

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を担う人材を育成するため、研修等の実施、資格制度の創設その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(優良な事業者による事業の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、産業資源の高度で広範な利用並びに適正な収集、運搬及び処分を促進するためには優良な事業者による事業を推進することが重要であることに鑑み、優良な事業者の負担を軽減するための必要な措置を講ずるとともに、優良な事業者が協同して収集、運搬又は処分の事業を行おうとする場合の規制緩和措置等を検討し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(循環法制運用に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、循環型社会を形成するための法律の運用に当たっては、地球温暖化対策の推進等の環境への負荷の低減のための取組み及び高度で広範な産業資源の循環的な利用が喫緊の課題となっていることに鑑み、産業廃棄物処理施設の変更の許可等に際し環境への負荷の低減又は産業資源の高度で広範な循環的な利用若しくは適正な収集、運搬若しくは処分に資する申請について迅速に処理する等環境への負荷の低減等が円滑に図られるよう配慮しなければならない。

(再生品の利用の促進)

第十八条 国は、再生品の利用を促進するため、再生品の品質及び利用に係る基準を設定するとともに、当該基準を満たした再生品の利用が環境保全上の支障がないことについて周知を図るよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再生品の利用を促進するため、建設工事等において自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用先に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(最終処分場の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、産業資源についてできる限り循環的な利用が行われてもなおこれができないものがあることに鑑み、環境の保全が図られた最終処分場の確保が図られるよう努めなければならない。

(地球温暖化対策支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、熱の回収の促進その他産業廃棄物処理産業における地球温暖化対策を推進するため、経済的支援の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(海外展開の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、本邦以外の地域において本邦で培われた産業廃棄物処理産業に関する知見、技術及び経験に大きな期待が寄せられていることに鑑み、事業者が本邦以外の地域に展開するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、開発途上にある海外の地域で発生し循環的な利用又は処分が困難な循環資源のうち、本邦で適切に循環的な利用又は処分ができるものについては、本邦での適切な循環的な利用又は処分が進むようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、産業資源の高度で広範な利用に資する研究開発その他産業廃棄物処理産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業の重要性について国民の理解を深めるため、産業廃棄物処理産業を営む者、産業資源を排出する者その他の関係者と協力しながら、産業廃棄物処理産業に関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(援助)

第二十五条 国及び地方公共団体は、中小企業者が大勢を占める産業廃棄物処理産業を営む者が基本方針に即した経営ができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 産業廃棄物処理産業団体

第二十六条 産業廃棄物処理産業を営む者によって構成される団体又はその連合体であつて、産業資源の循環的な利用の促進のため次に掲げる事業を全国において行う者（以下「産業廃棄物処理産業団体」という。）は、環境省令の定めるところにより、環境省令の定める事項を環境大臣に届出なければならない。

- 一 産業廃棄物処理産業を営む者が本法第一章第二節に規定する産業廃棄物処理産業を営む者の責務を果たすための支援の事業
 - 二 本法に基づき講じられる国及び地方公共団体の施策に協力する事業
 - 三 産業廃棄物処理産業を営む者に対し前号に規定する事業に関する情報等を提供する事業
 - 四 前二号に付随する次の事業
 - イ 国、地方公共団体、産業資源を排出する事業者等の関係者及び関係団体と産業廃棄物処理産業を営む者の間の産業資源の循環的な利用の促進に資する情報交換等の事業
 - ロ 事業者及び国民に対する産業資源の循環的な利用に資する情報の収集及び提供事業
 - ハ 産業資源の循環的な利用に資する調査及び研究事業
- 2 環境大臣は、前項の届出のあった産業廃棄物処理産業団体に対し、産業廃棄物処理産業による適正な産業資源の循環的な利用を確保し又は産業廃棄物処理産業の健全な発展を図るため必要な事項に関し、報告を求めることができる。
- 3 環境大臣は、産業廃棄物処理産業による適正な産業資源の循環的な利用を確保し又は産業廃棄物処理産業の健全な発展を図るため、第1項に基づく届出のあった産業廃棄物処理産業団体の取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業について

- 【補助対象者】 民間事業者
【補助対象設備】 省 CO2 型プラスチック高度リサイクル設備導入事業
【補助率】 設備導入に必要な経費の 1/2 を補助
【公募期間予定】 令和 3 年 4 月 26 日（月）～ 令和 3 年 6 月 4 日（金）17 時必着
【公募説明会】 公募内容について財団ホームページで動画配信を予定（5 月中下旬頃掲載予定）
【連絡先】 公益財団法人廃棄物・3R 研究財団 事業支援部
TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165 Email : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業の公募について

- 【事業概要】 意欲的な CO2 削減目標を盛り込んだ脱炭素化促進計画の策定支援及び脱炭化促進計画に基づく設備更新を補助する「工場・事業場における先導的な脱炭化取組推進事業」（SHIFT 事業：Support for High-efficiency Installations for Facilities with Targets）対して補助金を交付する。
【公募期間予定】 ①脱炭素化促進計画策定支援事業
令和 3 年 5 月 28 日（金）～ 同年 7 月 29 日（木）12 時必着（予定）
②設備更新補助事業
令和 3 年 5 月 28 日（金）～ 同年 6 月 29 日（火）12 時必着（予定）
【公募要領】 公募に関する規定類は、公募開始前までに、執行団体ホームページで順次公開。
【公募説明会】 新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、オンラインで公募説明会を開催。
参加御希望の方は、執行団体ホームページから申込み。
【連絡先】 一般社団法人 温室効果ガス審査協会 Email : shift@gaj.or.jp

廃棄物処理施設技術管理者講習について

一般社団法人日本環境衛生センターが実施している「廃棄物処理施設技術管理者講習」の受講申込書が当協会にございますので、受講される方は御連絡ください。TEL028-612-8016

【基礎・管理課程】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第 17 条第 1 項第 4 号に対応した講習です。技術管理者を設置される施設または事業場の種類（類型）に応じてコースを選択していただきます。

《受講対象》

年令 20 歳以上の方は、どなたでも受講できます。

《受講コース》

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース

【管理課程】

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第 96 号」（平成 12 年 12 月 28 日）に対応する講習です。

《受講対象》

学歴等に応じた実務経験（「廃棄物処理法」施行規則第 17 条第 1 項第 1 ～ 3 号に該当する技術管理者の資格要件）が必要です。

《受講コース》

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化（バイオマス利活用関連）施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、仲田理事の仲田総業(株)と関野理事の関野建材工業(株)を訪問しました。

1 会社概要

仲田総業株式会社 代表取締役 仲田 陽介

住所：栃木県宇都宮市築瀬町 2520 番地 4 TEL 028-635-2151 FAX 028-637-3930

創業：昭和 43 年、従業員 50 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○栃木県許可番号 0090003162（収集・運搬）

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

○宇都宮市許可番号 08410003162（収集・運搬）

- ・上記の栃木県許可の 16 品目に加え、次の品目の積替・保管を含む
紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る）、廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）

○栃木県許可番号 0095003162（特別管理産業廃棄物収集・運搬）

- ・感染性廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物、廃石綿等、特定有害廃棄物など
※上記のほか、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、福島県、宮城県、秋田県の特別管理・産業廃棄物収集運搬業許可を保有

○宇都宮市許可番号 08420003162（中間処理/破碎）

- ・廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）、がれき類

《一般廃棄物処理業》

○宇都宮市許可番号：第 1 号

- ・他の事業系一般廃棄物許可（鹿沼市、真岡市、下野市、上三川町、高根沢町）

《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県・宇都宮市ほか
- ・ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム認証取得
- ・エコアクション 21 認証取得

3 施設概要

昭和 43 年に、廃棄物の収集運搬を主業として発足。現在では、一般廃棄物や産業廃棄物の収集のほか、産業廃棄物の中間処理、建築物の解体や総合ビルメンテナンス、機密文書出張細断サービス、磁気データ消去など、企業活動を支える多様な事業を展開しています。



4 会社からひと言

弊社では、環境における美しさを護る全てのお手伝いを通し、街づくりに貢献しております。特に廃棄物の処理とリサイクルにおいて、適正なサービスを提供するために、社員一人ひとりが意識と技量の向上を目指し、「廃棄物を護美とする」目標の実現に向けて永続的に努力しております。

～会社訪問～

1 会社概要

関野建材工業株式会社 代表取締役 関野 仁

住所：栃木県佐野市葛生西 2-1-25 TEL 0283-85-2344 FAX 0283-86-4300

創業：昭和 36 年 5 月 1 日、従業員 28 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○栃木県許可番号：00920015517（中間処理/破碎）

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

処理施設：栃木県足利市樺崎町字馬坂 2065 他

○栃木県許可番号：00900015517（収集・運搬（積替えを除く。））

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

《主な認定・認証取得》

・エコアクション 21 認証取得（認証・登録番号：0001132）

・栃木県リサイクル製品認定制度-とちの環エコ製品-認定（認定番号：30-057）

3 施設概要



製造過程で発生したコンクリートくずや建設・解体等の工事のコンクリート、アスファルト廃材等を収集運搬し、受入れをしております。

中間処理にて破碎を行い、選別・粒度調整することにより廃材を無駄なく再生しております。

再生砕石は、路盤材として主に公共工事や民間の土木建設現場等に使用されております。

4 会社から一言

弊社は、昭和 36 年の創業以来、国土建設の基礎資材の供給を支える重要産業であることを認識し、「材料の安定供給」「品質管理」「生産コストの低減」に努めることが弊社に課せられた大きな責務と考えております。

地球環境問題が深刻化している現在、限りある資源を有効利用する「リサイクル社会」への転換も重要であると考え、弊社としても永年の実績で培ってきたノウハウを生かし、リサイクル事業にも取り組み、地域社会への貢献に結びつけられる様、努力していく所存でございます。これからも皆様の一層のご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思っております。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前々回の「委託契約」に関連し、収集運搬業の許可、さらに「積替保管」について取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、福島県郡山市で発生した産業廃棄物を、郡山市内でいったん積替保管を行った後に再度郡山市で積み込み、いわき市を通り、会津若松市の中間処分場に搬入する収集運搬業を営むとき、収集運搬業の許可が必要な自治体の組み合わせで、正しいものはどれか。なお、郡山市といわき市は廃棄物処理法政令市となっているが、会津若松市は政令市にはなっていない。(令和2年8月現在)

- (1) 福島県のみ
- (2) 郡山市と福島県
- (3) 郡山市と会津若松市と福島県
- (4) 郡山市と会津若松市といわき市
- (5) 郡山市と会津若松市といわき市と福島県

【解説】

廃棄物の収集運搬業の許可は、積み込む場所と積み卸しを行う場所を管轄する許可権限者ごとに必要であり、単に通過する県では不要である。

また、廃棄物処理法政令市は処分業許可と積替保管を伴う収集運搬業の許可は、知事に代わって政令市長が行っている。設問では郡山市内で積替保管を行うことから、郡山市の許可が必要となる。いわき市は単に通過するだけなので、政令市ではあるが許可は不要となる。会津若松市は政令市ではないので、福島県の許可が必要となる。

正解 (2)

どうですか？整理が付きましたか？このことをちゃんと知っておかないと収集運搬業者さんは、へたすると「無許可」になってしまったり、排出事業者さんも「無許可業者委託」になってしまったりするので要注意です。

栃木県で復習しておきましょう。栃木県内の政令市は宇都宮市だけです。

もし、宇都宮市内で積替保管をやり、小山市の処理施設で降ろす。この時は宇都宮市の収集運搬業の許可と栃木県の収集運搬業の許可が必要です。しかし、・・・

宇都宮市内で排出事業者から産業廃棄物を積み込むが、そのまま小山市の処理施設に運搬し、そこで降ろす。この時は栃木県の収集運搬業の許可だけでOKです。この「政令市の許可」についてさらに勉強してみましょう。

～廃棄物処理問題～

Q、法第 24 条の 2 では「この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる」と規定しているが、政令市長による許可でないのは次のうちどれか。（平成 23 年 4 月 1 日以降新たに申請を行う場合）

- (1) 積替保管を伴わない産業廃棄物の収集運搬業の許可
- (2) 産業廃棄物の破砕、脱水等の中間処分業の許可
- (3) 産業廃棄物の最終処分業の許可
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置許可
- (5) 積替保管を伴う産業廃棄物の収集運搬業の許可

【解説】

平成 17 年以降、政令市の許可とされてきた産業廃棄物収集運搬業の許可については、政令市の数が増え、非効率な面が目立ってきたことから、政令改正により平成 23 年 4 月 1 日以降は、実質上都道府県に引き上げた形となった。

ただし、積替保管を当該政令市で行う場合は、引き続き当該政令市の許可となる。その他、中間処分、最終処分業の許可、処理施設の設置許可については、今までと同様である。

正解 (1)

と言うことで、栃木県内では宇都宮市がこの廃棄物処理法政令市になっていますから、宇都宮市内で中間処分業、最終処分業を行う時、そして宇都宮市内に処理施設を設置する時、さらに前回から勉強した積替保管を含んだ収集運搬業を行う時は宇都宮市長の許可となるわけですね。他の市町村の場合は栃木県知事の許可となります。

では、今回は、処分業者に適用になる基準について勉強してみましょう。この基準は排出事業者が現地確認を行う時のポイントにもなりますから排出事業者さんも一緒に考えてみてね。



宿題 Q

次のうち、産業廃棄物処分業の保管施設の施設基準として、省令で具体的に規定されていない事項はどれか。

- (1) 産業廃棄物が飛散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (2) 産業廃棄物が流出しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (3) 産業廃棄物が地下に浸透しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (4) 産業廃棄物から悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (5) 産業廃棄物によって周囲の景観が損なわれることのないように必要な措置を講じた保管施設であること

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○店頭回収とポイント・割引券—古物営業法との関係

衣類や空容器等の店頭回収を行う場合、ポイントや割引券を付与する行為は、古物営業に該当するのでしょうか。

結論からいえば、商品価値を評価した買取ではなく、資源としての量を評価する店頭回収の対象物は古物に該当しないと考えられます。また、ポイントや割引券の付与は、正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益に該当し、有価による買取には該当しないと考えられます。したがって、この2重の意味で、衣類等の店頭回収は古物営業法の規制対象外だと考えます。この点に関し、警察庁もほぼ同様の見解を示しています。

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/seiki/30.6.18seianki.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年4月26日掲載)

○廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

2021年4月5日、環境省は廃棄物処理施設等の更新・交換時に必要な許可手続を変更する重要な通知を発出しました。

従来、破碎施設等の廃棄物処理施設を交換する場合、施設の廃止届、新たな許可申請が必要となるため、施設の更新をすることが困難でした。また、部品の交換についても、自治体によって軽微変更か変更許可かの判断が異なることがあり、故障や摩耗による修理にも支障が生じていました。今回の通知は、廃棄物処理施設等の更新・交換の手続を簡素化する内容となっており、従来の自治体の運用の変更・統一を求めるものとなっています。これにより、施設の更新が容易になり、施設の更新と省エネ・騒音防止等が進むことが期待できます。

<https://www.junkan.or.jp/hp/wp-content/uploads/2021/04/%E3%80%90%E9%80%9A%E7%9F%A5%E3%80%91%E6%96%BD%E8%A8%AD%E6%9B%B4%E6%96%B0%E6%89%8B%E7%B6%9A.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年4月22日掲載)

○地球温暖化対策の促進に関する法律改正・閣議決定

2021年3月2日、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

通称「温対法」は、国、地方公共団体、事業者、国民が地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めています。この法律では、情報的手法により温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を設け、自主的取り組みの促進と情報の可視化を促進しています。今回の改正は、パリ協定における我が国の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会実現という基本理念を新設しました。また、地域の再エネ活用を推進するための認定制度を設け、廃棄物処理法を含む関連手続きのワンストップサービスを受けられることとしています。さらに排出量情報のデジタル化により、企業の取組推進も行うこととなりました。行政の電子手続促進は、事業者の負担軽減とともに、市民やESG関連投資家による情報へのアクセスをより高めると思います。

<https://www.env.go.jp/press/109218.html>

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115718.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年4月11日掲載)

こんな時、どうするの？ 容リ法の入札に参加するには。

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(内容)

当社はプラスチックや紙などの処理施設を有しており、今後、容器包装リサイクル法の入札に参加したいと考えているが、手続きはどのようにやるのか。

(回答)

入札に参加するには、貴社の有する処理施設が単に処分するのではなく、再利用する施設でないと登録できないようですが、手続きの流れはつぎのとおりです。

まず入札に参加するには、日本容器包装リサイクル協会への登録申請を行う必要があります。登録申請に関する詳細は毎年7月の官報で公示されます。登録申請の締め切りは、7月末です。なお、登録は、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類があります。登録申請されると協会による書類・施設の審査があり、登録の可否結果は11月中旬に申請者に通知され、12月中旬に入札方法・入札説明会開催案内を官報で公示します。登録されないと入札に参加できません。12月中旬に入札説明会が開催され、12月下旬から翌年の1月下旬までの1か月間で全国一斉に電子入札が行われます。3月末に、落札事業者と協会で作再商品化業務委託の契約を締結します。契約期間は、翌年度の1年間です。PETボトルの場合は、上期、下期の2つに分かれます。大まかなスケジュールは、上記のとおりですが、日本容器包装リサイクル協会のホームページを開き、画面右上の協会のリサイクル事業をクリックします。そうすると、協会のリサイクル事業の画面になり、画面の上部にある再商品化（リサイクル）事業のリサイクル事業の入札等スケジュールをクリックします。すると、リサイクル事業の入札等スケジュールの画面になり、スケジュールが書かれております。このホームページには、これまでの再商品化の実績、単価等様々なデータが記載されていますので、参考になると思います。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（5月10日現在、12件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を委託しなければならないとされており、それに伴って、PCB廃棄物を保管する事業者及び一部の高濃度PCB使用製品を所有する事業者は毎年度、前年度における保管及び処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているPCB廃棄物や使用しているPCB製品の写真（A4用紙に貼付）

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。

イ PCB廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と記載してください。

ウ PCB廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

2 提出期限：令和3（2021）年6月30日（水）

3 提出先・提出部数

提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所

提出部数：2部

提出方法：郵送又は持参

※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。

（https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action）

4 その他留意事項

記載にあたっては、別添記入要領のほか、下記の留意事項を御参照ください。

- 高濃度PCBを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ届け出てください。[関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0387）]
- 低濃度PCB使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。

5 提出、問合せ先

	名 称	住所・電話番号	管轄区域
届出の提出 問合せ	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 Tel 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 Tel 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 Tel 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さ くら市、那須烏山市、塩谷町、高根 沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 Tel 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 Tel 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、 野木町、壬生町
	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 Tel 028-623-3098	

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

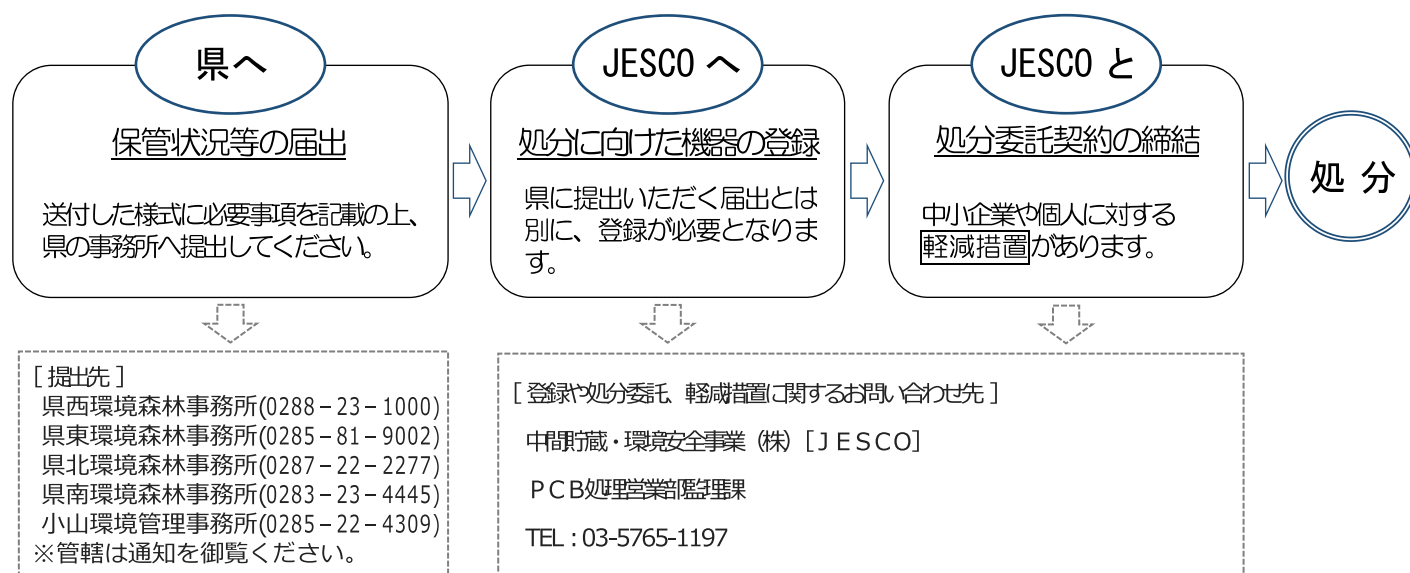
高濃度PCB廃棄物の処分期間

変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日まで
安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日まで

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は、令和9（2027）年3月31日までです。
※処分期間までに処分がなされない場合は、PCB特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

高濃度PCB廃棄物の処分の流れ

高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業（株）〔通称：JESCO〕が行っています。



※低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。
〔施設一覧： <http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>〕

処分に対する負担軽減措置があります。

①中小企業等処理費用軽減制度

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、
個人は95%が軽減されます。

(JESCO) [http://www.jesconet.co.jp/customer/
discount_03.html](http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)

②PCB廃棄物の処分に係る融資制度

日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転
資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫) [https://www.jfc.go.jp/n/finance/
search/15_kankyoutaisaku_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html)

高濃度PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

環境省がホームページで確認方法を公開しています。
なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省) <http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>
(栃木県) [https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/
haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html)



栃木県 気候変動対策推進計画

始動!

温室効果ガスの排出削減等対策である『緩和策』に関する計画と、気候変動による影響の回避・軽減対策である『適応策』に関する計画を一本化した計画として「栃木県気候変動対策推進計画」を策定しました。これを、本県における気候変動対策に関する施策の基本に位置づけ、『緩和策』と『適応策』を車の両輪として、総合的かつ計画的に推進していきます。



基本理念

抑えよう温暖化！ 備えよう気候変動！

～ 強みを活かして持続可能な社会を目指す ～

すでに起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動影響に対処する

県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる！

3つのテーマ

分野別取組の着実な実施

県気候変動適応センターを中核とした適応の推進

本県の強みを活かす適応策・適応ビジネス等の促進

重点的・優先的に取り組む

重点プロジェクト

- ① 地域で活かす再生可能エネルギープロジェクト
- ② 気候変動重点適応プロジェクト
- ③ 2050年カーボンニュートラル実現に向けた県庁率先取組プロジェクト

気候変動影響の原因となる温室効果ガスの排出をできるかぎり抑える

緩和策

2050年
カーボンニュートラル※
実現を目指す！

4つのテーマ

温室効果ガス排出削減のさらなる取組

地産地消型再生可能エネルギーの導入拡大

森林吸収源対策の推進

県庁における率先的な取組の推進

※ カーボンニュートラルとは、私たちの活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを意味しています。

オールとちぎで
こぎだすまろ♪



くわしくは

栃木県気候変動対策推進計画

検索

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3186】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



～栃木県立美術館からのお知らせ～

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日：月曜日（5月3日は開館）、5月6日（木）
観覧料：一般 900（800）円／大高生 600（500）円／中学生以下無料
（ ）内は20名以上の団体料金
無料日：6月12日（土）、13日（日）、15日（火・県民の日）

主催：栃木県立美術館、神奈川新聞社
特別協力：町田市立博物館
後援：朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社
宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、
日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

岩田 藤七《貝》1962年 町田市立博物館蔵

2021.4.17(土) — 6.27(日)

AWATA TOSHICHI, HISATOSHI AND ITOKO: THE PIONEERS OF JAPANESE MODERN GLASS ART
FROM THE COLLECTION OF MACHIDA CITY MUSEUM

町田市立博物館所蔵

岩田色ガラスの世界

岩田 藤七・久利・糸子





岩田 藤七
Iwata Toshichi
FROM THE COLLECTION OF / MACHIDA CITY MUSEUM
岩田 久利
Iwata Hisatoshi
岩田 糸子
Iwata Tsuko

1	2	3
4	5	6
7	8	

昭和初期、ガラスといえば食器や板ガラスなどの実用品や、硬質な切りガラスなどの生産が一般的でした。そこで岩田藤七（いわた とうしち 1893-1980）は、宙吹き技法による熔けたガラス特有のやわらかな造形に豊かな色彩をまとった作品を発表し、日本のガラス工芸を芸術の域にまで高めました。さらに、長男の久利（ひさとし 1925-1994）は、研ぎ澄まされた感性と豊富な化学的知識により色と光が織り成す華麗な作品を作り上げ、久利の妻の糸子（いとこ 1922-2008）は、藤七が興した岩田工芸硝子株式会社を受け継ぎ、自らもガラスの装飾壁画や大皿などを制作しました。本展では町田市立博物館のコレクションより、近代日本のガラス工芸史の礎を築いた岩田藤七・久利・糸子の作品約100点をご紹介します。

1. 岩田藤七《瓶》1969年
 2. 岩田藤七《貝「波の響」》1976年
 3. 岩田藤七《コンポート「浄」》1976年
 4. 岩田久利《コンポート》1983年
 5. 岩田久利《花器》1982年
 6. 岩田久利《大鉢》1992年
 7. 岩田糸子《花器「連山」》1999年
 8. 岩田糸子《飾り玉「胡姫の首飾り」》2005年
- *すべて町田市立博物館蔵

町田市立博物館所蔵 岩田色ガラスの世界 岩田 藤七・久利・糸子

【関連イベント】 *各イベントとも当日の企画展観覧券が必要です。
*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定を変更する場合があります。詳細についてはお問合せください。

A. 講演会 *往復はがきによる事前申込み
「日本のガラス工芸史における
岩田藤七、久利、糸子」
講師：齊藤晴子氏（町田市立博物館学芸員）
日時：5月23日（日）午後2時～3時30分
会場：集会室
定員：60名

B. ギャラリートーク（担当学芸員による） *事前申込み不要
日時：4月17日（土）午後3時30分～
5月16日（日）、6月6日（日） 各回とも午後2時～（1時間程度）
会場：企画展示室

C. ワークショップ *事前申込み・先着順（TEL.028-621-3566）
「銀とガラスで作るアクセサリ」
銀板を好きな形に加工し、ガラス質の釉薬を施して電気炉で焼成し、個性の光るオリジナルアクセサリを作ります。
講師：鈴木武雄氏（造形作家）
日時：5月30日（日）午後1時～4時
会場：集会室
対象：高校生以上
定員：16名
費用：2,100円（材料費・保険代）

【A】往復はがき1枚につき2名までご応募可能です（応募多数の場合は抽選）。
往信の裏面に、参加希望イベント名、お申込み人数、各々の住所・氏名・電話番号を、返信の表面にお申込み者の郵便番号・住所・氏名をご記入の上、当館「岩田色ガラスの世界展イベント係」までお送りください（締切：5月7日（金）必着）。
*ご提供いただく個人情報は、本件以外に使用することはありません。



コレクション展Ⅰ いろいろ、ポートレイト
4月17日（土）～6月27日（日）

【宇都宮美術館のご案内】
・宇都宮美術館コレクション ジョルジュ・ピゴ展
・第13回宇都宮エッセール賞 伊藤遠平展
「透明で優しいものたちへ」
2月7日（日）～5月16日（日）
宇都宮市長岡町1077 TEL.028-643-0100

【交通案内】
○電車・バス
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分「校通十字」バス停下車 徒歩5分
○自家用車
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

許可申請等に関する講習会 当協会を受講申込み及び講義動画が視聴できます！

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請等に関する講習会は、事前にパソコンで講義動画を視聴し、後日、会場で試験を受ける２段階式による講習会になりました。受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

また、当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。是非、御相談ください。TEL028-612-8016

◆受講申し込みから、受験までの流れ

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてリモートで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」に行き、受験していただきます。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、5月10日現在、正会員193社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

－編集後記－

今年のゴールデンウィークも昨年同様自粛の1週間でありましたが、主にイギリスの変異株が猛威を振り、緊急事態宣言は延長されました。人口900万人のイスラエルでは、1月に1日の新規感染者が1万人を超えていましたが、ワクチンを打ち始め、国民の半数が2回のワクチンを打ち終わった最近では、1日の感染者数は百人前後になったそうです。ワクチンの効果は90%を超えるそうで、日本でも医療従事者からワクチンの接種を行い、高齢者へのワクチン接種が始まりました。日本でも半数の方の接種が完了すると、効果が目に見えてくるのかなと思います。同じ年なのに1学年上の妻にはコロナワクチン接種の案内が届きましたが、私のところには届きません。私のワクチン接種はしばらく先のようにです。ちょっと、がっかりです。

－事務局だより－



☆ 4月14日（水）

令和2年度協会事業執行状況及び会計監査が、栃木県立美術館普及分館において行われ、茂垣・手塚両監事から監査を受けました。

☆ 4月16日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会会長会議がWeb会議において開催され、菊池会長、湯澤常務理事が出席しました。

☆ 4月19日（月）

令和2年度産業廃棄物適正処理推進事業費補助金について、栃木県立美術館普及分館において栃木県の担当所管から監査を受けました。

☆ 4月23日（金）

青年部役員会及び全体会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、五月女部長をはじめ10名が出席し、諸課題について協議しました。

☆ 4月28日（水）

栃木県建設産業団体連合会常任理事会・理事会合同会議が、栃木県建設産業会館において開催され、菊池会長が出席しました。